

福岡市の特定保健指導の状況及び遠隔による特定保健指導スケジュール（案）

（1）福岡市の保健指導の実施方式について

- ・動機付け支援：健診を実施した機関が必ず実施する。
- ・積極的支援：集団健診（保健福祉センター等）については、集団健診実施機関が実施する。
個別健診（医療機関）については、選択制とし、積極的支援が実施できない医療機関においては、積極的支援が可能な機関（各区保健福祉センター等）を紹介する仕組みをとっている。

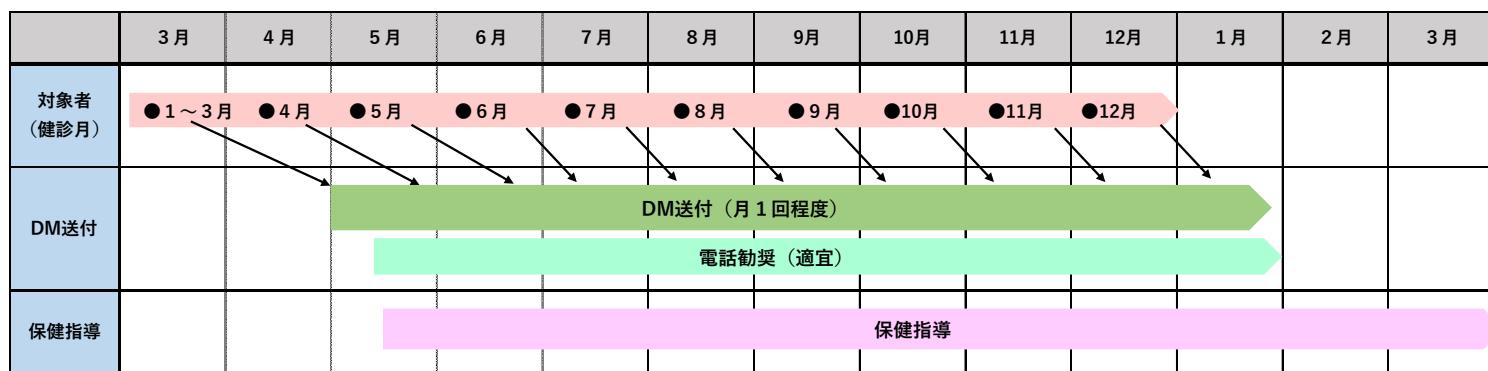
（2）遠隔による特定保健指導スケジュール（案）

【利用勧奨対象者】

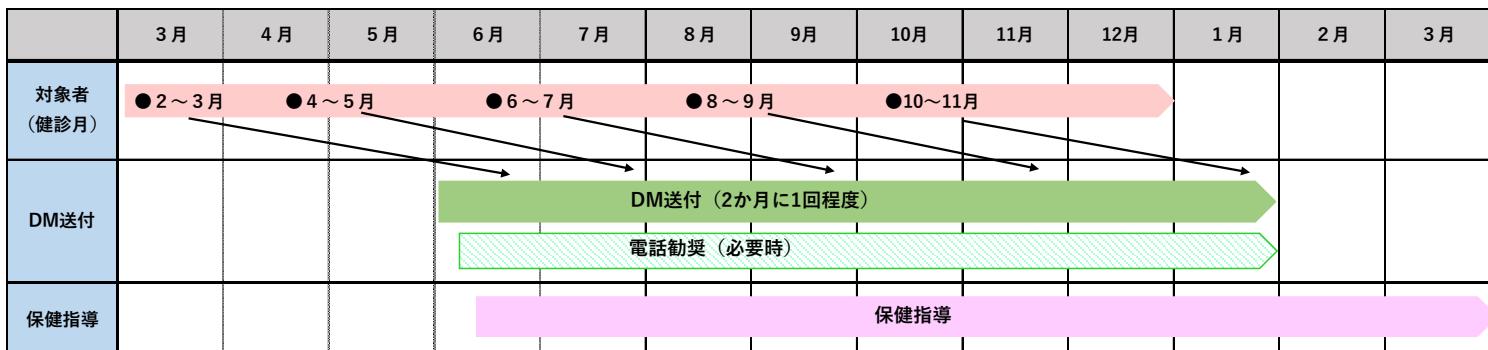
- ① 医療機関受診者（積極的支援未実施医療機関）のうち、積極的支援となった者 約 600 名
- ② 医療機関受診者のうち、動機付け支援となったが、何らかの理由で医療機関にて特定保健指導を受けていない 65 歳未満の者 約 600 名
- ③ 医療機関受診者のうち、動機付け支援となったが、何らかの理由で医療機関にて特定保健指導を受けていない 65 歳以上の者（一部期間のみ） 約 200 名

【スケジュール（案）】

①積極的支援



②③動機付け支援



※動機付け支援については、概ね健診受診の1～2か月後までに、健診実施医療機関で特定保健指導を開始されていないと判明した者へ利用勧奨を行う。

※③動機付け支援の内 65 歳以上の者については、一部期間のみ実施する。

【参考】福岡市特定健診・特定保健指導実施計画第四期（福岡市国民健康保険医療費適正化計画第3期）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokennenkin/health/iryohitekiseikadai3ki.html>